

令和4年度国際小委員会の審議の経過等について

令和5年2月7日
文化審議会著作権分科会
国際小委員会

1. はじめに

第22期文化審議会著作権分科会の決定を受け、以下の課題について審議等を行った。

- (1) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について
- (2) 国境を越えた海賊版による著作権侵害に対する対応について

2. 課題の審議状況について

令和4年度国際小委員会における課題の審議状況は以下のとおりである。

(1) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について

著作権等の国際的な保護の在り方を議論する場であるW I P Oの著作権等常設委員会（以下、「S C C R」という。）では、現在、①放送機関の保護のための条約（放送条約）、②権利の制限と例外及び③その他の議題として追及権、デジタル環境における著作権の分析、舞台演出家の保護に関する議論が進められている。

本国際小委員会では、W I P OにおけるS C C RやW I P O加盟国総会の動向及びS C C Rにおいて約2年半ぶりに示された放送条約の新たな議長テキスト等について報告が行われ、それに基づき議論が行われた。委員からは、放送コンテンツのインターネット配信が増加している現状を踏まえて、放送条約が、我が国の伝統的な放送機関にとって適切かつ効果的な保護を実現するものとなるよう、今後も「与えられる権利」の議論の動向を注視すべきである旨言及があった。

また、放送条約への対応の在り方について集中的に検討を行うため、第1回国際小委員会において「放送条約の検討に関するワーキングチーム」が設置された。今年度の本ワーキングチームは、令和4年12月26日に開催され、新たな議長テキストが今後の修正の余地が大きい流動的な状態であることを踏まえ、我が国としてどのような方針をとり得るか議論し、検討を行った（別添資料1参照）。

(2) 国境を越えた海賊版による著作権侵害に対する対応について

第21期文化審議会著作権分科会にて取りまとめた中間まとめ「我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について」（令和3年12月）及び

「国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について」(令和4年3月)を踏まえて、今期国際小委員会では、我が国のコンテンツ海外展開と海賊版対策について併せて審議を行った。

各委員から海賊版の被害実態や団体等による取組及び課題等について、また、海賊版対策とコンテンツの海外展開を両輪とした取組について報告が行われた。それらに基づき、今後の方策等について議論が行われた。

議論の結果、令和4年度に文化庁が開設したインターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト及び相談窓口や、第22期の法制度小委員会において議論されている損害賠償額の算定方法の見直しに取り組むことによって、より実効性のある権利行使を実現するために充実を図っていくこと、また、海賊版対策には諸外国と協働した海賊版対策がますます重要となっていることから、文化庁がアジア地域の国々を中心に国際連携の取組を進めてきた実績を活かしながら、諸外国との連携を拡充させるための新たな関係構築を進めることが求められるといった方向性が示された。

さらに、海賊版対策の充実と併せて正規版流通の促進も欠かせず、国内外の海賊版ユーザーの意識を変容し、海外の漫画ファンを正規版へ誘導するためにも、セミナー等を通じた普及啓発に取り組むことの重要性が示された。また、国外向け普及啓発活動については、重点的に取り組む必要がある国・地域において、当該国の政府と連携した継続的な取組が必要であることや、国内向け普及啓発活動については、学校教育段階における教材開発の充実が求められるといった方向性が示された。海賊版の被害は、日々変化しており、継続した取組が不可欠である。今後とも対策の取組状況や変化する被害状況を踏まえつつ、必要な検討を的確に行っていく必要がある。

以上の審議内容を踏まえて、令和5年1月25日付けで「文化審議会著作権分科会国際小委員会報告書」を取りまとめた。

3. 開催状況

第1回 令和4年8月23日（火）

- (1) 主査の選任等について【非公開】
- (2) 第22期国際小委員会における検討の方針及びワーキングチームの設置について
- (3) WIPO（世界知的所有権機関）における最近の動向について
- (4) 今年度実施している調査研究について

発表者

- ・ 萩原 理史 氏（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員）
- (5) その他

第2回 令和4年11月21日（月）

- (1) 国境を越えた海賊版による著作権侵害に対する対応について

発表者

- ・ 渡邊 恵理子 委員
- ・ 伊東 英昭 氏（一般社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会 侵害対策機構 マネージャ）
- ・ 伊東 敦 委員

- (2) その他

第3回 令和5年1月13日（金）

- (1) 国境を越えた海賊版による著作権侵害に対する対応について

発表者

- ・ 墳崎 隆之 委員
- ・ 森下 美香 委員

- (2) 今年度実施している調査研究について

発表者

- ・ 萩原 理史 氏（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員）

- (3) 放送条約の検討に関するワーキングチームの報告について

- (4) 文化審議会著作権分科会国際小委員会 報告書（案）について

- (5) その他

4. 委員名簿

(令和4年8月23日現在)

い け が い 生 貝	な お と 直 人	一橋大学大学院法学研究科准教授
い と う 伊 東	あ つ し 敦	一般社団法人 ABJ 広報部会長兼法務部会長、株式会社集英社編集総務部
い な ほ 井 奈 波	と も こ 朋 子	弁護士
い ま む ら 今 村	て つ や 哲 也	明治大学情報コミュニケーション学部教授
◎ う え の 上 野	た つ ひ ろ 達 弘	早稲田大学法学学術院教授
か ら づ 唐 津	ま み 真 美	弁護士
ご と う 後 藤	ひ で き 秀 樹	株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントコーポレート SVP
す こ 須 子	ま な み 真 奈 美	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
○ ち や ん 茶 園	し げ き 成 樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
つかさき 墳 崎	た か ゆ き 隆 之	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構知的財産保護センター長、弁護士
ふ ち 渕	ま い こ 麻 依 子	神奈川大学法学部准教授
もりした 森 下	み か 美 香	特定非営利活動法人映像産業振興機構 VIPO 統括部長
わ だ 和 田	しげふみ 成 史	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会理事長
わたなべ 渡 邊	え り こ 恵 梨 子	電気通信大学大学院情報理工学研究科准教授

※◎は主査、○主査代理

(以上 14名)

放送条約に関する対応の在り方についての検討経過報告

令和5年1月13日
放送条約の検討に関するワーキングチーム

1. 検討に至る経緯

国際小委員会「放送条約の検討に関するワーキングチーム」(以下「本WT」という。)は、世界知的所有権機関(WIPO)の著作権等常設委員会(SCCR)におけるデジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利保護に関する新たな条約策定に向けた機運の高まりを受けて、放送条約への対応の在り方について集中的かつ機動的に検討を行うものとして、令和元年度及び令和2年度の国際小委員会において設置された。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、WIPOにおいて実質的な議論を行うことができなかつたため、令和3年度は、本WTの設置も見送られた。

現在、WIPOの活動は通常に戻りつつあるところ、昨年の5月に開催された第42回SCCR会合にて、約2年ぶりに新たな議長テキストが示されたことを踏まえ、令和4年8月23日の国際小委員会において本WTを再度設置し、放送条約への対応の在り方について検討することとされた。

2. 開催状況、検討経過

今年度の本WTは、令和4年12月26日(月)に開催した。

はじめに、事務局から放送条約の議論の動向と今後の予定、上述の新たな議長テキスト、当該テキストに対して日本がSCCR事務局に提出したコメントについて説明があり、その後、これらの説明事項について質疑応答が行われた。

続いて、当該テキストが、今後の修正の余地が大きい流動的な状態であることを踏まえて、「保護対象」及び「与えられる権利」といった基本的な事項について、我が国としてどのような方針がとり得るか議論し、検討を行った。

3. 今後の方針

本WTでは、国内外の放送に関する実態・動向の分析を行いつつ、引き続き放送条約における「保護対象」及び「与えられる権利」への対応を中心に、WIPOでの議論の進展に応じて我が国の対応の在り方の検討を進めていくこととする。

第 22 期文化審議会著作権分科会 国際小委員会
放送条約の検討に関するワーキングチーム 委員名簿

いまむら 今村	てつや 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部教授
うえの 上野	たつひろ 達弘	早稲田大学法学学術院教授
にしわき 西脇	ひろゆき 博行	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会知財専門部会法制部会法制・条約ワーキンググループ主査
ひろいし 広石	みほこ 美帆子	日本放送協会知財センター著作権・契約部長
もとやま 本山	まさひろ 雅弘	国士館大学法学部法律学科教授

(以上 5 名)